

障害年金を受け取るための3要件

障害年金は社会保険制度です

受け取るためには次の要件をすべて満たす必要があります

障害年金を受け取るための最重要ポイントは
「初診日」の特定と証明です

要件

初診日要件

認定日要件

納付要件

要件の内容

初診日を証明することができること
初診日に国年または厚年に加入していたこと
初診日：障害の原因となる傷病、けがで初めて医師の診療を受けた日

障害認定日に一定の障害の状態に該当すること
障害認定日：初診日から起算して1年6か月経過日(例外あり)

初診日の前日において、
一定の保険料納付要件を満たしていること